

文部時報

昭和六十三年四月
第一三三五号

特集 文教施策の進展——昭和六十二年度の展開と六十三年度の展望——

総説

- 一 教育改革の推進……………4
- 二 生涯学習の振興……………7
- 三 文教施策の総合的推進……………9

初等中等教育

- 一 初等中等教育の概況……………10
- 二 教育内容・方法の改善……………11
- 三 生徒指導の充実等……………13
- 四 国際化への対応……………15
- 五 情報化への対応……………16
- 六 後期中等教育の多様化……………18
- 七 幼稚園教育・職業教育・特殊教育の振興……………19
- 八 教科書制度……………22
- 九 学級編制の改善等教育条件整備について……………24
- 一〇 教員の資質能力の向上について……………24

高等教育

- 一 海外子女教育・帰国子女教育の充実……………26
- 二 同和教育の振興……………28
- 一 高等教育の概況……………30
- 二 大学教育の改善・充実……………34
- 三 国立大学等の整備……………36
- 四 育英奨学と就職協定……………39

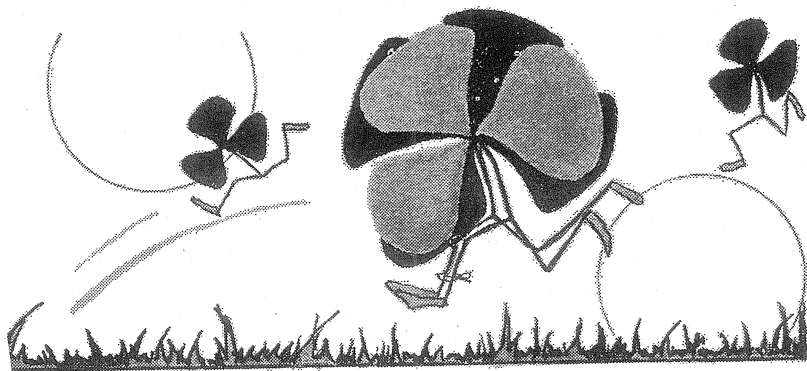
私立学校

- 一 私立学校の概況……………41
- 二 専修学校教育の振興……………43

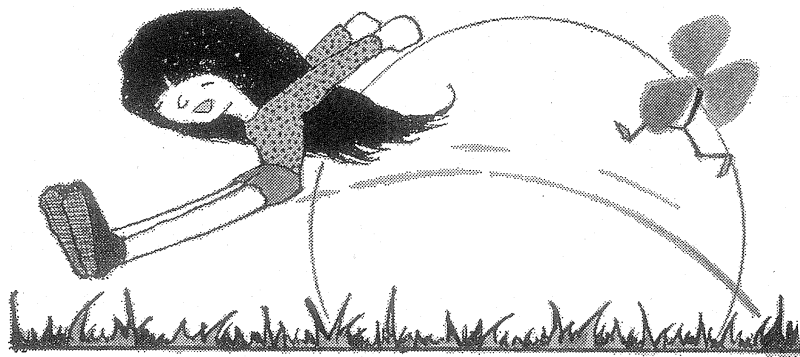
学術研究

- 一 学術行政の概況……………45
- 二 科学研究費補助金の拡充……………46
- 三 学術研究体制の整備……………47

学校 地域社会



手をつなごう 家庭



国際交流・協力

- 四 若手研究者の育成……………48
- 五 重要基礎研究の推進……………49
- 六 学術研究の社会的協力・連携の推進……………52
- 一 国際交流・協力の概況……………53
- 二 学術・教育・文化等の国際交流・協力……………53
- 三 留学生交流の推進……………58

社会教育

- 一 社会教育の概況……………60
- 二 生涯学習振興の観点に立った社会教育の推進について……………65
- 三 社会教育における同和教育の推進……………66

体育・スポーツ・健康教育

- 一 体育行政の概況……………67
- 二 体育・スポーツの振興……………67
- 三 健康教育の充実……………71

文化

- 一 文化行政の概況……………75
- 二 芸術文化の振興……………76
- 三 国語・著作権……………78

資料

- 四 文化財の保護……………81
- 昭和六十三年度文部省所管一般会計主要事項別構成／文部省所管昭和六三年度予算額主要事項別表／教育費総額・公財政支出教育費と国民所得との関係／財源別教育費総額（昭和六〇年度）……………82

◇教育改革トピックス

六年制中等学校（仮称）の在り方と課題について（審議のとりまとめ）

中等教育改革の推進に関する調査研究協力者会議……………88

※日本私学振興財団の資金の貸付けについて……………95

高等教育局私学部私学助成課……………95

文化財紹介●鹽竈神社の鹽竈ザクラ……………95

名作シリーズ●摩尼宝珠曼荼羅図……………95

一幅

（解説 中野 照男…74）

表紙 宮沢 美紀 カット 赤羽根秀一

特集 文藝施策の進展

文 化

一 文化行政の概況

近年、社会的・経済的諸条件の変化を背景として広く国民の間に多様な文化的欲求が高まっている。また、国際化のすう勢の中で高い水準の優れた芸術文化が求められている。

文化庁においては、芸術の水準を高め、また国民が等しくかかる芸術文化を享受しうるよう、①優れた芸術文化活動を奨励する施策として、芸術活動の振興に民間の活力を導入するための調査研究、芸術関係団体の行う事業に対する助成、

日米舞台芸術交流事業、優秀舞台芸術公演奨励事業、芸術祭（主催公演、協賛公演、参加公演、国際公演）の実施、芸術

家育成のための研修（在外研修・国内研修）、優れた成果を挙げた芸術家・団体の顕彰（芸術選奨、日本芸術院賞、芸術作品賞、舞台芸術創作奨励賞、優秀美術作品買上、優秀映画・こども向けテレビ用優秀映画製作奨励）、②芸術鑑賞機会の充実を図る施策として、こどもの豊かな創造性、情操のかん養に資するため「こども芸術劇場」、青少年の情操のかん養と芸術活動への気運を醸成する「青少年芸術劇場」、中学生の情操のかん養と芸術活動への参加の機運を醸成する「中学校芸術鑑賞教室」、全国各地において優れた舞台芸術を鑑賞する機会を確保する「移動芸術祭」、美術作品の巡回展（国立美術館所蔵内外美術名品展、現代美術選抜展）、③地方における文化活動を振興する施策として、昭和六二年八月、愛知県で開催された第一回全国高校総合文化祭に対する補助、地域の文化活動の拠点となる公立文化施設の建設に対する補助、公立文化会館の職員等に対する研修、地方で開催される音楽、演劇、美術の講習会等に対する指導者の派遣を行った。

また、我が国の歴史の流れの中で生まれ、育ち、受け継がれてきた文化遺産を大切に保存し、活用し、さらに後世に引

き継ぐことは、現代社会に生きる我々の使命である。そのため、文部省は、専門家による綿密かつ的確な調査に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定してその保護を図っている。昭和六三年三月一八日現在、重要文化財一万一四一〇件（うち国宝一〇三四件）、重要無形文化財七二件、重要有形民俗文化財一六九件、重要無形民俗文化財一四一件、史跡名勝天然記念物二四三一件（うち特別史跡名勝天然記念物一五五件）が指定され、重要伝統的建造物群保存地区二六地区、選定保存技術三四件が選定されている。

このように、重要な文化財として指定・選定された文化財を保護するため、国宝・重要文化財及び重要伝統的建造物群保存地区については計画的に保存修理や防災事業を行うとともに、防災設備の保守点検・小修理等の維持管理事業への助成、美術工芸品の国による買い上げを行った。

史跡等については、その公有化、保存施設等の設置の助成、復旧・整備の助成等を行ったほか、天然記念物の食害対策、埋蔵文化財の発掘調査への助成を行った。

さらに重要無形文化財の後継者養成事業、民俗文化財の調査、保存修理、防災、地域伝承活動等、文化財の保存修理等

に不可欠な保存技術についての後継者養成等の各種事業に対する助成を行った。

宗教行政関係では、宗教法人の規則等の認証、都道府県における認証事務に対する指導及び宗務行政についての調査、宗教法人の管理運営の適正化を図るための研修会等を実施した。また、宗教法人の適正化のための施策の一層の充実を図るため「宗教法人運営の適正化のための資料」を作成したほか、宗務時報及び宗教年鑑を発刊した。なお、六三年度は、宗教法人の事業について調査を行い、その実態把握に努めていくこととしている。

二 芸術文化の振興

(1) 第二国立劇場（仮称）の設立準備

オペラ、バレエ、ミュージカル、現代舞踊、現代演劇等の現代舞台芸術の殿堂となる第二国立劇場については、昭和六〇年七月、建築設計競技の募集要項を発表し、いわゆる公開設計コンペに着手した。その結果、参加登録者総数一九二九名（うち外国人三七か国五〇七名）、応募作品数二二八作品（海外二二か国六〇作品）に達し、昭和六一年五月には専門

家による慎重な審議の結果、最優秀作品一点、優秀作品四点を選定し、これを発表した。

昭和六一年一〇月からは最優秀作品に基づき具体的な建築案を固めるための基本設計を実施しており、昭和六三年度においては、実施計画に着手することとしている。

(2) 第三回国民文化祭は、兵庫で開催

今日、心の豊かさを求める国民の文化に寄せる関心と期待にこたえるため、昭和六一年度から、国民一般（アマチュア）が行っている各種の文化活動（民俗芸能、民謡、オーケストラ、合唱、吹奏楽、演劇、美術、文芸、映像及びお茶・お花などの生活文化等）を全国的な規模で発表する場として、「国民文化祭」を開催している。

第三回目の兵庫県は、国際性の発揮、ファッション性の導入、最新的手法、技術を使った演出等の特徴として一〇月二日から一月三日までの一三日間、三七部門四四の主催事業を文化庁と共催で実施することとしている。また、主催事業のほかはこの文化祭の趣旨に賛同し、同文化祭を盛りあげるため企業等が実施する協賛事業がある。

昭和六二年度は熊本において、一〇月二日から一〇日間、

二一の事業の催しが行われた。この催しに全国各地から三〇五団体、延べ九〇〇〇〇人の出演者があり観客数は二〇万人にも及んだ。

この文化祭は、毎年、各県持ち回りの国体方式で開催することとしている。

(3) 芸術祭国際公演

文化庁では、我が国の政治的・経済的地位の向上など時代の推移に対応し、毎年秋に実施している芸術祭の国際化を促進するとともに、アジア・太平洋地域諸国の中から毎年四か国の代表的な民俗芸能団を招へいして芸術祭に特別参加させ、アジア・太平洋地域諸国間の友好親善に寄与し、もって我が国芸術文化の振興に資するため芸術祭国際公演を実施する。

(4) 芸術活動の特別推進

我が国舞台芸術に大きな刺激を与え、その水準の格段の向上を促すような我が国の芸術団体による海外フェスティバル参加公演や国内大型舞台公演等を、企業等民間の協力も得て新たに実施する。

三 国語・著作権

(1) 国語審議会は、昭和四一年六月に文部大臣から「国語施策の改善の具体策について」の諮問を受けて以来、戦後国語施策の見直しを進め、逐次、所要の答申を行ってきたが、これらはいずれも内閣告示・内閣訓令として実施に移されてきた。

これらの内閣告示・内閣訓令について、見直し以前のものと見直し結果によるものとを対比すると、概ね次のとおりである。

(見直し以前の告示・訓令)	(見直し後の告示・訓令)
送り仮名の付け方 (三四年七月)	送り仮名の付け方 (四八年六月)
当用漢字表他 (二二年一月他)	常用漢字表 (五六年一〇月)
現代かなづかい (二二年一月)	現代仮名遣い (六一年七月)

こうした見直しの結果、新しい内閣告示は法令、公用文書、新聞、雑誌、放送など、一般の社会生活において現代の

国語を書きあらわすための表記の目安・よりどころを示すものとされ、個々人の表記を拘束するものではないことなどが明確にされた。

昭和六一年二月一〇日に発足した第一七期国語審議会においては、「現代仮名遣い」に関連する事項として外来語の表記の問題を取り上げている。昭和六二年一月一四日、第一回総会を開き審議を開始して、以来、総会と外来語表記委員会において問題点を整理しながら、慎重に審議を重ねている。

また、国語が平明で、的確で、美しく豊かであることが望まれ、国民全体が国語に対する意識を高め、国語を大切にする精神を養うことが、極めて重要であることから、冊子による「ことばシリーズ」と「美しく豊かな言葉をめざして」と題するビデオテープを作成し全国の学校教育、社会教育の各機関での利用に供している。

近年、国際交流の活発化に伴い、国内外における日本語学習者が増大しているほか、学習者や学習目的も多様化している。このような状況にかんがみ、日本語教育の振興施策を総合的に推進するため、日本語教育の実態の把握に努めるとと

もに、日本語教育の基礎的実地的な調査研究、日本語教育教材の研究開発、研究協議会の開催等必要な施策の推進を図っている。また、中国引揚者に対する日本語教育についても、日本語教育教材を作成し配布するほか日本語教育指導者に対する研修会や研究協議会を実施するなど、その充実に努めている。

(2) 文化庁は、最近における科学技術の著しい進展等に対応して著作権制度の整備及びそのための検討に努めてきたところであるが、昭和六二年度以降における主な施策としては次のようなものがある。

① 隣接権条約への加入に関する検討

隣接権条約は、昭和三六年に実演家、レコード製作者及び放送事業者の国際的保護を図るため作成され、現在三二か国が加入している条約であり、我が国の著作権法もこの条約を参考にして著作隣接権制度を導入しているところである。この条約への加入については、著作権審議会第一小委員会において昭和五九年五月から検討を行っていたが、昭和六三年一月に報告書を取りまとめて公表した。同報告書においては、隣接権条約への加入、外国のレコード製作者等へレコードの

貸与に関する権利を認めること、著作隣接権の存続期間の延長(二〇年→三〇年)等が提言された。このうちの著作隣接権の存続期間の延長に係る提言を受けて著作権法の一部を改正する法律案を第一一二回国会に提出している。

② ビデオ海賊版問題に関する検討

近年、権利者に無断で複製されたビデオ・ソフト等のいわゆる海賊版が大量に市場に出回り、著作権等の権利を侵害しているという問題が生じているが、著作権審議会第一小委員会においてこの問題が審議され、昭和六二年一〇月報告書を取りまとめて公表した。同報告書を受けて、ビデオ等の海賊版を頒布の目的で所持する行為を、新たに著作権等を侵害する行為とみなし、これを罰則の対象とすることを内容とする著作権法の一部を改正する法律案を第一一二回国会に提出している。

③ 出版者の保護に関する検討

複写・複製機器の開発普及により、著作者のみならず出版者の経済的利益が損なわれているのではないかという問題が生じているが、現行著作権法においては、出版者独自の保護は認められていない。したがって、出版者の保護の在り方を

検討するために昭和六〇年七月に著作権審議会に第八小委員会が設置され、同小委員会は現在検討を進めているところである。

④ コンピュータ創作物に関する著作権問題の検討

近年におけるコンピュータ及びその利用技術の開発普及は著しく、コンピュータにより図形、音楽等様々なものが創作されるようになってきており、このようなコンピュータ創作物に関する著作権制度上の問題を検討するため、昭和六〇年一二月に著作権審議会に第九小委員会が設置され、同小委員会は現在検討を進めているところである。

⑤ 私的録音・録画問題に関する検討

録音・録画機器の著しい開発、普及に伴う家庭内録音・録画の増大により著作権者らの経済的利益が脅かされているのではないかという問題が生じている。この問題については、昭和五十六年六月の著作権審議会第五小委員会報告書の提言を受け、昭和五十七年二月、社団法人著作権資料協会に設置された「著作権問題に関する懇談会」において関係者間の合意形成に向けて話し合いが進められていたが、昭和六十二年四月同懇談会は、私的録音・録画問題を解決するための制度的な検討

である。

四 文化財の保護

文化財は、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、また、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであって、その適切な保存・活用を図ることは極めて重要なことである。

文化庁では、文化財のうち重要なものを重要文化財、史跡名勝天然記念物等として、指定・選定するとともに、それらの文化財について、有形の文化財についてはその保存修理、防災、買上げ等、無形の文化財については、その伝承者の養成、記録の作成等、保護のために必要な措置を講じている。

昭和六二年度の指定・選定については、特に、全国的にも発見例の少ない縄文時代前期の人骨が多数遺存するなど、考古学のみならず人類学的にも重要な遺跡である北海道西部の北黄金貝塚を史跡に指定した。

また、重要伝統的建造物群保存地区として、南国のさんご礁の美しい自然の中に赤瓦葺きの密集した農村集落がよく保存されている沖縄県竹富町竹富島ほか二地区を選定した。

について、再度、著作権審議会において検討することを要望する旨の検討結果の取りまとめを行った。この要望を受けて、同年五月に著作権審議会に第一〇小委員会が設置され、同小委員会は私的録音・録画問題を解決するための具体的な方策についての制度的な検討を進めているところである。

⑥ コンピュータ・プログラムの法的保護に係る施策

コンピュータ・プログラムの法的保護については、既に昭和六〇年の著作権法の一部改正により、著作権による保護が明確化されるとともに、昭和六一年にはプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律が制定され、プログラムの著作物の特質に見合った登録制度が整備されたところである。

昭和六二年度においては、プログラム登録を実施する者として文化庁長官の指定を受けた財団法人ソフトウェア情報センターにおいて、プログラム登録を実施したところである。

また、コンピュータ・プログラムの法的保護については立法的には解決をみたものの、プログラムに係る著作権法上解決すべき様々な問題もあることから、文化庁では、コンピュータ・プログラムに係る著作権問題に関する調査研究協力者会議を設け、昭和六二年一二月より検討を進めているところ

昭和六三年度においては、造立後八〇〇年経過し、外気、塵、埃の影響を受けて損傷の著しい東大寺南大門木造金剛力士立像について、計画的かつ緊急に修理を実施することとしている。

また、史跡の中でも特に国民に親しまれている中近世の城郭は築城後数百年を経て石垣等の崩壊の危険があるため、これらを緊急に修理することとし、昭和六三年度においては大坂城跡、名護屋城跡（佐賀県）の修理を実施することとしている。

さらに、美術刀剣類の製作承認申請を初めて行う者を対象として、日本刀に対する正しい知識を身につけさせるとともに鍛造技術を向上させることを目的として、昭和六三年から、美術刀剣刀匠技術保存研修会を実施するほか、重要無形文化財の伝承者養成等の充実のため、昭和六四年一月から、特別助成金の単価を増額することとしている。

また、文化庁主催による海外での古美術展として、昭和六三年度には、アメリカのナショナル・ギャラリーにおいて、「大名美術展―武士文化の創造と発展」を開催する予定である。

特集 学校施設の個性化・多様化

巻頭論文

学校施設の個性化・多様化

座談会

これからの学校施設づくり

(出席者)

岡島 光雄／加藤 幸次
長倉 康彦／谷口 汎邦

森田 清作／△司会△木村 直

論 文

教育方法の多様化に対応する学校施設
情報化に対応する学校施設

豊かな教育環境としての学校施設

地域社会と学校施設

随 想

文教施設、今昔

事例紹介

東京都目黒区立宮前小学校

静岡県島田市立初倉南小学校

岩手県岩泉町立釜津田中学校

その他

鈴木 勲

直

森 隆夫

坂元 昂

長沢 悟

原 芳男

高野 文雄

矢沢 公雄

村松 務

小野 恪保

▽四月一日は年度の初め。仕事を持つ多くの人々にとって、今年二度目の新年を迎えたことだろう。この日、ほとんどの職場では定期の人事異動が行われる。組織論的な見方からすれば、その機能の活性化のため避けて通れない。

▽私たちの職場でも行く人、来る人がいた。人事異動の必要性を理解しているつもりでも、これまでお世話になった上司や同僚との離別は、やはり一抹の寂しさをとまなう。

▽しかし、職場に清新な気風が広がり、新体制の下で各人が決意を新たにすること、これは、新年を迎える年中行事だ。二度目の新年を迎えたとい

ってよい。

▽今月号は、年度当初の恒例の企画として、文教行政の前年度の展開を振り返り、本年度の施策を展望する「文教施策の進展」をテーマに特集した。文部省各局課の重要施策等を簡潔にまとめてあるので、広く活用いただくことを願っている。

(政策課)

MESC 61 月刊 「文部時報」 4 月 号 第1335号

文 部 省

昭和63年4月10日 印刷
昭和63年4月10日 発行

著作権
所 有

発行所 株式会社 ぎょうせい

定 価 3 0 0 円 (千50円)

本 社 東京都中央区銀座7丁目4番12号
(郵便番号 104)

年間購読料 3 6 0 0 円 (千共)

(営業所) 東京都新宿区西五軒町52番地
(郵便番号 162)

電話 東京 (268) 2141 (代表)
振替口座 東京9-161番
印刷所 株式会社行政学会印刷所

- ・ただし、増大号、臨時号の場合は別に代金を申し受けます
- ・なお、購読のお申し込みは直接営業所またはもよりの書店をお願いします